

# ○児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共 団体が設 置する場 合	有資格者 を配置し た場合	利用者の 数が利用 定員を超 える場合	配置すべ き従業者 (児童発達 支援管理 責任者を 除く)の員 数が基準 に満たな い場合(1 日につき) 又は	児童発達 支援管理 責任者の 員数が基 準に満た ない場合 (1日につ き)	通所支援 計画が作 成されな い場合	開所時間 減算	自己評価 結果等未 公表減算	身体拘束 廃止未実 施減算	人工内耳 装用児童 加算(1日 あたり)	児童指導 員等加配 加算(Ⅰ) (1日につ き)	児童指導 員等加配 加算(Ⅱ) (1日につ き)	看護職員 加配加算 (1日につ き)	共生型 サービス 体制強化 加算
児童発達 支援セン ターで行 う場合	(1) 定員30人以下 (1,081単位)											(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +70単位 (2) 児童指導 員等の場合 +52単位 (3) その他の 従業者の場 合 +30単位	イ +67単位 ロ +134単位 ハ +201単位		
	(2) 定員31人以上40人以下 (1,000単位)											(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +60単位 (2) 児童指導 員等の場合 +44単位 (3) その他の 従業者の場 合 +28単位	イ +57単位 ロ +114単位 ハ +171単位		
	(3) 定員41人以上50人以下 (925単位)											(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +48単位 (2) 児童指導 員等の場合 +34単位 (3) その他の 従業者の場 合 +20単位	イ +44単位 ロ +88単位 ハ +132単位		
	イ 障害児(難聴児、重症心身 障害児を除く)の場合 (4) 定員51人以上60人以下 (855単位)											(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +38単位 (2) 児童指導 員等の場合 +28単位 (3) その他の 従業者の場 合 +17単位	イ +38単位 ロ +72単位 ハ +108単位		
	(5) 定員61人以上70人以下 (826単位)											(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +32単位 (2) 児童指導 員等の場合 +24単位 (3) その他の 従業者の場 合 +14単位	イ +31単位 ロ +62単位 ハ +93単位		
	(6) 定員71人以上80人以下 (800単位)											(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +28単位 (2) 児童指導 員等の場合 +21単位 (3) その他の 従業者の場 合 +12単位	イ +27単位 ロ +54単位 ハ +81単位		
	(7) 定員81人以上 (774単位)											(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +28単位 (2) 児童指導 員等の場合 +18単位 (3) その他の 従業者の場 合 +11単位	イ +24単位 ロ +48単位 ハ +72単位		
ロ 難聴児の場合	(1) 定員20人以下 (1,377単位)											+603単位	(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +105単位 (2) 児童指導 員等の場合 +77単位 (3) その他の 従業者の場 合 +45単位	イ +100単位 ロ +200単位 ハ +300単位	
	(2) 定員21人以上30人以下 (1,185単位)											+531単位	(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +84単位 (2) 児童指導 員等の場合 +62単位 (3) その他の 従業者の場 合 +36単位	イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位	
	(3) 定員31人以上40人以下 (1,070単位)											+488単位	(1) 専門職員 (理学療法士 等)の場合 +80単位 (2) 児童指導 員等の場合 +44単位 (3) その他の 従業者の場 合 +28単位	イ +57単位 ロ +114単位 ハ +171単位	

ハ 重症心身障害児の場合	(4) 定員41人以上	(970単位)								+44単位	イ +44単位 ロ +88単位 ハ +132単位	
	(1) 定員15人以下	(1,325単位)									イ 100単位 ロ 200単位	
	(2) 定員16人以上20人以下	(1,035単位)									イ 100単位 ロ 200単位	
	(3) 定員21人以上	(919単位)									イ 80単位 ロ 160単位	
児童発達 支援セン ター以外 で行う場 合	二 障害児(重症心 身障害児を除く)の 場合	(一) 定員10人以下	(827単位)	+12単位							イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位	
		(二) 定員11人以上20人以下	(557単位)	+8単位							イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位	
		(三) 定員21人以上	(433単位)	+6単位							イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位	
	(1)主に未 就学児	(一) 定員10人以下	(703単位)	+12単位								イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位
		(二) 定員11人以上20人以下	(465単位)	+8単位								イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位
		(三) 定員21人以上	(360単位)	+6単位								イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位
	(2)上記以 外	(一) 定員10人以下	(703単位)	+12単位								イ +200単位 ロ +400単位 ハ +600単位
		(二) 定員11人以上20人以下	(465単位)	+8単位								イ +133単位 ロ +266単位 ハ +399単位
		(三) 定員21人以上	(360単位)	+6単位								イ +80単位 ロ +160単位 ハ +240単位
	(1) 定員5人	(2,088単位)									イ 400単位 ロ 800単位	
	(2) 定員6人	(1,748単位)									イ 333単位 ロ 666単位	
<p>減算が適用される月から2月目まで ×70/100</p> <p>減算が適用される月から4月目まで ×70/100</p> <p>減算が適用される月から2月目まで ×70/100</p> <p>減算が適用される月から4月目まで ×70/100</p> <p>3月以上連続して減算する場合 ×50/100</p> <p>3月以上連続して減算する場合 ×50/100</p> <p>4時間未満 ×70/100</p> <p>4時間以上6時間未満 ×85/100</p> <p>×85/100 ※平成31年4月1日以以降適用</p> <p>利用者全員について、1日につき5単位を減算</p>												

ホ 重症心身障害児の場合	(3) 定員7人	(1,503単位)
	(4) 定員8人	(1,320単位)
	(5) 定員9人	(1,178単位)
	(6) 定員10人	(1,064単位)
	(7) 定員11人以上	(833単位)
へ 共生型児童発達支援給付費		(560単位)
ト 基準該当児童発達支援給付費	(1)基準該当児童発達支援給付費(Ⅰ)	(664単位)
	(2)基準該当児童発達支援給付費(Ⅱ)	(560単位)

家庭連携加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)

事業所内相談支援加算(月1回を限度) (1回につき35単位を加算)

訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)

食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき30単位を加算)
	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき40単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)

減算が適用される月から2月目まで ×10/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100
---	---	---

(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +299単位	イ 286単位
(2) 児童指導員等の場合 +21単位	ロ 572単位
(3) その他の従業者の場合 +130単位	
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +261単位	イ 250単位
(2) 児童指導員等の場合 +193単位	ロ 500単位
(3) その他の従業者の場合 +114単位	
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +232単位	イ 222単位
(2) 児童指導員等の場合 +172単位	ロ 444単位
(3) その他の従業者の場合 +101単位	
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +209単位	イ 200単位
(2) 児童指導員等の場合 +155単位	ロ 400単位
(3) その他の従業者の場合 +91単位	
(1) 専門職員(理学療法士等)の場合 +139単位	イ 133単位
(2) 児童指導員等の場合 +103単位	ロ 266単位
(3) その他の従業者の場合 +61単位	
イ 児童等かつ保育士又は児童指導員の場合 +181単位	
ロ 児発管の場合 +103単位	
ハ 保育士又は児童指導員の場合 +76単位	

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(1日につき37単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき30単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき25単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき21単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき19単位を加算)
		(6)定員81人以上	(1日につき16単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき20単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき16単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき13単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき11単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき10単位を加算)
		(6)定員81人以上	(1日につき9単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)  
 ※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が90%未満の場合は月8回を限度 (1回につき94単位を加算)

特別支援加算 (1日につき54単位を加算)

強度行動障害児支援加算 (1日につき155単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき1,000単位を加算)
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき500単位を加算)

送迎加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	往につき54単位を加算
	ロ 重症心身障害児の場合	(片道につき37単位を加算)

注1 一定の条件を満たす場合 +37単位  
 注2 同一敷地内の場合 ×70/100  
 注 同一敷地内の場合 ×70/100

延長支援加算	イ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 1時間未満	(1日につき61単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき92単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき123単位を加算)
	ロ 重症心身障害児の場合	(1) 1時間未満	(1日につき128単位を加算)
		(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき192単位を加算)
		(3) 2時間以上	(1日につき256単位を加算)

関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)	(1日につき200単位を加算)
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)	(1日につき200単位を加算)

保育・教育等移行支援加算 (1回を限度として500単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×76/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×56/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×31/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×10/1,000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可